

# グリース阻集器認定委員会 規程・規則集

制 定 昭和60年 1月11日  
最終改正 2019年 7月 1日

日 本 阻 集 器 工 業 会  
グリース阻集器認定委員会

# 目 次

## －規程・規則・要領－

グリース阻集器認定委員会規程	1
グリース阻集器認定委員会運営規則	9
グリース阻集器認定委員会認定規則	11
グリース阻集器同一機種認定要領	20

## －様式－

グリース阻集器認定申請書（様式1）	27
試験依頼書（様式2-1）、（様式2-2）	28
大形グリース阻集器認定申請書（様式3）	30
グリース阻集器同一機種認定申請書（様式4）	31
グリース阻集器性能試験成績書（様式5-1）から（様式5-7）	32
グリース阻集器審査結果書（様式6）	39
大形グリース阻集器審査結果書（様式7）	40
グリース阻集器認定書（様式8）	41
グリース阻集器認定証票（様式9）	43
グリース阻集器同一機種審査結果書（様式10）	44

## －関係図書一覧－

申請書類及び審査結果書作成時における数値記載上の規定について	45
流入口・流出口の流入流出方向及び呼び径に対する記載方法について	46
流入口・流出口及び径アップの追加に対する記載方法について	47
鋼製阻集器の板厚に関する申請書類（計算書）作成要領	48
ガラス繊維強化プラスチック（glass fiber reinforced plastic 略称 GFRP） 手積積層成形（hand layup molding）の構成表示例	68
グリース阻集器標準据付図	69
グリース阻集器・保守・管理について	70
GFRP 製阻集器の板厚寸法検査法	71
GFRP 製阻集器の剛性検査法	73
トラップが隔板で囲まれたグリース阻集器の流出方向変更に対する 追加性能試について	74
同一機種図面に表示する認定を受けた機種との相違変更項目一覧表の 記載方法について	78

# グリーンズ阻集器認定委員会 規 程

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改正	平成	9年	3月	17日
改正	平成	12年	2月	2日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	12月	18日
改正	平成	17年	9月	6日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	25年	5月	31日
改正	平成	27年	6月	5日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日
改 正		2019年	7月	1日

## グリース阻集器認定委員会規程

### (名称)

第1条 本委員会は、グリース阻集器認定委員会(以下、認定委員会という。)と称す。

### (目的及び事業)

第2条 認定委員会は、日本阻集器工業会(以下、工業会という。)の委嘱により、グリース阻集器の構造及び性能を公正かつ中立に認定することを目的とする。

2 認定委員会は、認定を受けようとする工場製造グリース阻集器が、公益社団法人空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217(グリース阻集器)(以下、規格という。)に規定する「構造」に関して「書類審査」及び「構造検査」を行い確認し、かつ、「性能試験方法」に基づく試験(以下、性能試験という。)を実施して、規格に適合していることを認定するものとする。

なお、構造検査及び性能試験は、別に定めるグリース阻集器認定委員会認定規則による。

3 認定委員会においては、認定を受けようとする工場製造グリース阻集器が、防耐火上支障のない構造であるか否かの認定は行わない。

### (構成)

第3条 認定委員会は、空気調和・衛生工学会、学識経験者、試験機関、官公庁、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体、製造者に所属し、工業会で委任されたものとし、16名以内をもって構成する。

2 認定委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き委員長及び副委員長は、委員のうちから互選するものとする。

(1) 委員長は、認定委員会を主宰し、会議の議長となる。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員会に欠員が生じた場合は、委員の補充を行う。なお、新たに委任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検査小委員会)

第4条 認定委員会には、グリース阻集器検査小委員会(以下、検査小委員会という)を設置し、その構成及び業務内容は、次によるものとする。

(1) 検査小委員会は、製造者以外の認定委員会委員若干名をもって構成するものとする。

(2) 検査小委員会は、主査1名、幹事1名を置き同委員のうちから互選するものとする。

(3) 主査は、検査小委員会を主宰し、会議の議長となる。

(4) 幹事は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、主査の職務を代行する。

(5) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員会に欠員が生じた場合は委員の補充を行う。なお、新たに委任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(6) 検査小委員会は、認定のための予備検査を行うもので、グリース阻集器検査所見書にグリース阻集器構造検査書及びグリース阻集器性能試験成績書を添えて、認定委員会に提出するものとする。

(会議)

第5条 認定委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

検査小委員会は、主査が必要と認めたときに招集し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

(採決)

第6条 投票により採決を必要とする場合は、委員の無記名により行うものとし、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとするものは、グリース阻集器認定委員会認定規則第2条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

2 日本阻集器工業会大形グリース阻集器製品規格に基づいて製造される製品の認定を受けようとするものは、グリース阻集器認定委員会認定規則第3条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

3 同一機種としての認定を受けようとするものは、グリース阻集器認定委員会認定規則第4条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。  
なお、ここでいう同一機種とは、すでに認定を受けた機種と同等のものと認められるものをいう。

4 同一製品を2社以上が申請する場合には、各社が個別に同時に申請しなければならない。

この場合、「書類審査」、「構造検査」及び「性能試験」は、申請したもののうちの一社の製品についてのみ行う。

(構造検査及び性能試験)

第8条 構造検査及び性能試験は、認定委員会の定める試験機関で行うものとし、試験には、認定委員会の委員が立ち会うことができる。

2 日本阻集器工業会大形グリース阻集器製品規格に基づいて製造される製品の性能試験は、「大形グリース阻集器の適正構造に関する実験研究報告書(昭和62年3月)公益社団法人空気

調和・衛生工学会、一般財団法人日本建築総合試験所及び日本阻集器工業会」又は「日本阻集器工業会が一般財団法人日本建築総合試験所で行った性能試験結果」と同等の性能を有すると認定委員会が承認したものについては性能試験を免除する。

- 3 同一機種として認められるものは、原則として構造検査及び性能試験を免除する。

(認定の可否の決定)

第9条 認定委員会は、検査小委員会から提出されたグリース阻集器構造検査書、グリース阻集器性能試験結果及びグリース阻集器検査所見書を検討して認定の可否を決定し、その結果をグリース阻集器認定委員会認定規則第 13 条に定めるグリース阻集器審査結果書に記載する。

- 2 申請された機種が、構造検査又は性能試験の結果、改善を必要とする場合には、申請者は、その旨の通知を受けた後 1 年以内に改善を行い、構造検査又は性能試験を受けなければならない。なお、申請者から 1 年を超えて改善案が提出されない場合には、当該申請はなされなかったこととし、認定委員会は申請者にその旨を通知する。

(グリース阻集器審査結果書の保管)

第10条 グリース阻集器審査結果書は、認定委員会が保管する。

(認定の更新)

第11条 認定の更新は、規格の改正の都度行う。

認定申請者は、認定を更新する製品について、グリース阻集器認定委員会認定規則第 5 条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

(グリース阻集器認定書などの交付)

- 第12条 認定委員会は、認定した製品に対してグリース阻集器認定委員会認定規則第14条第1項に定めるグリース阻集器認定書(以下、認定書という。)及び同規則第14条第2項に定めるグリース阻集器認定証票(以下、認定証票という。)を交付する。
- 2 認定を受けたものは、認定された形式のすべての製品に対して認定証票をはり付けなければならない。なお、認定証票のはり付け位置は、本体の内壁の流出側とし、水没しない位置とする。
  - 3 認定書交付後、申請者から住所、氏名の変更の申請があった場合には、認定書にその旨を記入するが、認定書の再交付は行わない。
  - 4 認定が無効となった製品の認定書は、認定委員会に返却する。

(グリース阻集器認定試験申請手数料等)

- 第13条 認定を受けようとするものは、認定申請手数料等を工業会事務局に納入しなければならない。
- 2 認定を受けたものは、認定料及び認定証票料を同時に工業会事務局に納入しなければならない。
  - 3 認定申請手数料等は、別に定める日本阻集器工業会グリース阻集器認定試験申請手数料等規則による。
  - 4 本条第1項及び第2項に基づいて納入した費用は、一切返却しない。

(品質保証)

- 第14条 認定品の品質保証上の責任は、すべて当該製品の製造者が負うものとする。

(委員の守秘義務)

第15条 委員は、その職務に関して知り得た事項を漏洩してはならない。

(懲戒)

第16条 認定委員が、認定委員会の名誉を傷付け、または目的に反する行為をした場合には、認定委員会の議決により、工業会はこれを解任することができる。

(認定の取り消し)

第17条 認定書または認定証票を不正に使用した場合、認定委員会は、認定を取り消すことができる。

(事務局)

第18条 認定委員会は、工業会内に事務局を置く。

(会計)

第19条 本会計は、工業会事務局が担当する。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(認定委員会の運営)

第20条 認定委員会の運営は、別に定めるグリース阻集器認定委員会運営規則により行うものとする。

(規程の改正)

第21条 この規程の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業会がこれを定める。

(施行期日)

第22条 この規程は、昭和60年1月11日から施行する。

2 この規程は、平成2年11月7日に一部改正し、同日から施行

する。ただし、旧規程第 11 条（認定の有効期間）及び第 12 条（認定の更新）の廃止については、平成 2 年 4 月 1 日から遡及適用するものとする。

- 3 この規程は、平成 3 年 4 月 3 日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、平成 4 年 9 月 11 日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 この規程は、平成 9 年 3 月 17 日に一部改正し、同日から施行する。
- 6 この規程は、平成 12 年 2 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。
- 7 この規程は、平成 13 年 8 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。
- 8 この規程は、平成 15 年 4 月 23 日に一部改正し、同日から施行する。
- 9 この規程は、平成 15 年 12 月 18 日に一部改正し、同日から施行する。
- 10 この規程は、平成 17 年 9 月 6 日に一部改正し、同日から施行する。
- 11 この規程は、平成 20 年 9 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。
- 12 この規程は、平成 25 年 5 月 31 日に一部改正し、同日から施行する。
- 13 この規程は、平成 27 年 6 月 5 日に一部改正し、同日から施行する。
- 14 この規程は、平成 28 年 4 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。
- 15 この規程は、平成 28 年 5 月 31 日に一部改正し、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、2019 年 7 月 1 日に一部改正し、同日から施行

する。

# グリース阻集器認定委員会 運営規則

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	4年	9月	11日
改正	平成	9年	3月	17日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	17年	9月	6日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	27年	6月	5日
改	正	2019年	7月	1日

# グリース阻集器認定委員会運営規則

## (業務の細則)

第1条 この規則は、グリース阻集器認定委員会規程（以下、認定委員会規程という。）第20条に基づき、グリース阻集器認定委員会（以下、認定委員会という。）の運営について規定する。

## (構成)

第2条 認定委員会規程第3条第1項による委員の構成比は、原則として次の通りとする。

中立者 ・ 使用者 (消費者)	空気調和・衛生工学会、学識経験者、試験機関、官公庁、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体	約3分の2
製造者	日本阻集器工業会	3分の1以下

## (グリース阻集器検査小委員会)

第3条 グリース阻集器検査小委員会は、製造者以外の認定委員5名以内をもって構成する。

## (運営経費)

第4条 運営経費は、日本阻集器工業会のグリース阻集器認定試験申請手数料等規則に定める認定申請手数料、認定料及び認定証票料によりまかなう。

## (運営規則の改正)

第5条 この運営規則の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業会がこれを定める。

(施行期日)

- 第6条 この運営規則は、昭和 60 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 この運営規則は、平成 2 年 11 月 7 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 3 この運営規則は、平成 4 年 9 月 11 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 4 この運営規則は、平成 9 年 3 月 17 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 5 この運営規則は、平成 13 年 8 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 6 この運営規則は、平成 15 年 4 月 23 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 7 この運営規則は、平成 17 年 9 月 6 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 8 この運営規則は、平成 20 年 9 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 9 この運営規則は、平成 27 年 6 月 5 日に一部改正し、同日から施行する。
  - 10 この運営規則は、2019 年 7 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。

# グリーンズ阻集器認定委員会

## 認定規則

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改称	平成	4年	9月	11日
改正	平成	5年	12月	15日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	12月	18日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	25年	5月	31日
改正	平成	26年	1月	30日
改正	平成	26年	10月	8日
改正	平成	27年	6月	2日
改正	平成	28年	1月	15日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日
改	正	2019年	7月	1日

## グリース阻集器認定委員会認定規則

(目的)

第1条 この規則は、グリース阻集器認定委員会（以下、認定委員会という。）がグリース阻集器認定委員会規程（以下、認定委員会規程という。）第2条に基づき、公益社団法人空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217（グリース阻集器）（以下、規格という。）を適用して行うグリース阻集器（以下、阻集器という。）の認定について規定する。

(認定申請図書)

第2条 認定委員会規程第7条第1項による認定の申請の際には、グリース阻集器認定申請書（以下、認定申請書という。）2部、阻集器構造図8部（A3判4部、A4判4部とする。）及び試験依頼書2部を認定委員会に提出する。

なお、本体材質が鋼製の場合は「鋼製阻集器の板厚に関する申請書類（計算書）作成要領」に基づいて計算書8部を添付する。

2 グリース阻集器認定申請書は、様式1による。

3 阻集器構造図は、次の項目を明記する。

ア. 形式・品番

イ. 呼称寸法（長さ・幅・深さ）。ただし、GFRP製の場合は、本体上部及び下部とする。

ウ. 本体の材質及び板厚。ただし本体材質がGFRP製の場合は積層構造を表示する。

エ. 水深寸法

オ. 実容量

カ. 申請流入水量

キ. 流入口下端と標準水位面との間の寸法

ク. 流入管（側溝式の場合は除く。）及び流出管の材質・呼び径・方向及び取付位置。ただし、方向及び取付位置（側溝式の場合も含む）については全て表示するとともに、さらにその中から試験を受ける方向及び取付位置を明示する。

また、試験を受ける流入管及び流出管以外にサイズアップ変更を行いたい流入管及び流出管がある場合には全ての呼び径を表示し、流出管については、トラップ流出口呼び径と同サイズとすること。

ケ. バスケットの寸法・容量・仕様・構造及び流入口下端からの取付寸法。

コ. 隔板の構造・位置及び寸法

サ. トラップの形状及び寸法。ただし、試験を受けるトラップ以外に、流出口呼び径のサイズアップ変更を行いたいトラップがある場合には、全ての呼び径を明示する。

なお、試験を受けるトラップとサイズアップ変更を行いたいそれぞれのトラップ流入口端部位置の差の許容範囲が、グリース阻集器同一機種認定申請要領第2条（1）ロに準拠することを確認すること。

シ. その他、性能に影響を与える部分の寸法

ス. 据付方法

セ. 維持管理方法

4 形式・品番は仮称で申請しても差し支えない。その場合、正規の形式・品番を各認定申請書に括弧書きで併記する。

5 試験依頼書は、様式 2-1 及び 2-2 による。

（大形グリース阻集器認定申請図書）

第3条 認定委員会規程第7条第2項による認定の申請の際には、大

形グリース阻集器認定申請書 2 部、阻集器構造図 7 部（A3 判 3 部、A4 判 4 部とする。）を認定委員会に提出する。

なお、「鋼製阻集器の板厚に関する申請書類（計算書）作成要領」に基づいて計算書 7 部を添付する。

2 大形グリース阻集器認定申請書は、様式 3 による。

（同一機種認定申請図書）

第4条 認定委員会規程第 7 条第 3 項による認定の申請の際には、グリース阻集器同一機種認定申請書 2 部、阻集器構造図（認定を受けた機種の認定番号、阻集効率及び認定を受けた機種との全ての相違変更項目を表示したもの） 7 部（A3 判 3 部、A4 判 4 部とする。）及び認定を受けた機種の認定図面 {グリース阻集器検査小委員会（以下、検査小委員会という。）の検印のあるもの} 4 部（A4 判とする。）を認定委員会に提出する。

2 グリース阻集器同一機種認定申請書は、様式 4 による。

（認定更新申請図書）

第5条 認定委員会規程第 11 条による認定更新の申請に際しては、以下の書類を認定委員会に提出する。

(1) 認定を受けた機種に対しては、グリース阻集器認定申請書（様式 1 による）2 部、阻集器構造図 7 部（A3 判 3 部、A4 判 4 部とする。）及び認定阻集器構造図（検査小委員会の検印のあるもの）4 部（A4 判とする。）とする。

(2) 大形阻集器に対しては、大形グリース阻集器認定申請書（様式 3 による）2 部、大形阻集器構造図 7 部（A3 判 3 部、A4 判 4 部とする。）及び認定大形阻集器構造図（検査小委員会の検印のあるもの）4 部（A4 判とする。）とする。

(3) 同一機種に対しては、グリース阻集器同一機種認定申

請書（様式 4 による）2 部、同一機種阻集器構造図（認定を受けた機種の認定番号、阻集効率及び認定を受けた機種との全ての相違変更項目を表示したもの）7 部（A3 判 3 部、A4 判 4 部とする。）及び同一機種認定阻集器構造図（検査小委員会の検印のあるもの）4 部（A4 判とする。）とする。

（構造等の審査）

第6条 認定委員会は、申請図書の構造等に関する書類審査を行い、その結果を日本阻集器工業会（以下、工業会という。）に通知する。

（試験機関）

第7条 認定委員会規程第 8 条第 1 項の認定委員会が定める試験機関は、一般財団法人日本建築総合試験所とする。

（試験依頼）

第8条 工業会は、構造等に関する書類審査の結果適切であるとの通知を受けた製品に関しては、試験機関に試験の依頼を行う。

（試験計画の打合せ）

第9条 試験機関は、試験計画について工業会と打合せを行う。

（試験用阻集器）

第10条 工業会は、試験計画の打合せ後、試験機関が指定する試験所に、試験予定日の 7 日前までに、試験用阻集器を提出するものとする。

（構造検査及び性能試験）

第11条 試験機関は、規格の「性能試験方法」に基づく試験（以下、性能試験という。）に先立ち、試験用阻集器の下記の事項につ

いて確認する。

- (1) 形状については、申請図書と異なっていないかを確認する。
  - (2) 寸法については、申請寸法と実測寸法との差が付表-1に示す許容差内にあるかを確認する。
  - (3) 性能試験に先立ち行う寸法測定で、図面寸法との差が認められる場合、試験所で手直し可能と判断出来るものは製造者が試験所で手直しをする。手直し不可能な製品は再提出する。
  - (4) 本体材質が GFRP 製の場合は、「GFRP 製阻集器の板厚寸法検査法」に基づいて板厚寸法が申請板厚(3mm 以上)を満足するかを確認する。
  - (5) 容量については、申請実容量と実測実容量との差が±5%以内であるかを確認する。
  - (6) 漏水検査については、満水状態にして 10 分間保持し、漏水がないことを確認する。
  - (7) 本体材質が GFRP 製の場合は、「GFRP 製阻集器の剛性検査法」に基づいて最大たわみ率が 1.5%以下であることを確認する。
  - (8) サイホン現象確認検査については、製造者が性能試験の際に流入水量として申請する水量（以下、申請流入水量という。）の 1.3 倍の水量で 5 回行い、標準水位を保つ事を確認する。
  - (9) たい積残さ流出確認検査については、水深寸法が 250mm 以下の阻集器について行うものとし、申請流入水量の 75%で行い、阻集効率が 98%以上となることを確認する。
- 2 性能試験は次の順序で行う。
- (1) 前各項に適合していることを確認した場合は、性能試

験を実施する。

- (2) 性能試験は、申請流入水量で行う。
  - (3) 側溝式の機種のパフォーマンス試験に用いる場合の流入管の呼び径は、流出管と同じ呼び径とする。
  - (4) パフォーマンス試験流入流量調整時に上昇水位面の高さ寸法を測定し、流入口下端の高さよりも低い位置にあるかを確認する。
  - (5) パフォーマンス試験途中で各回の阻集効率が90%未満となった時は、パフォーマンス試験を中止してもよい。
  - (6) パフォーマンス試験結果は、グリース阻集器のパフォーマンス試験成績書に記録する。
- 3 グリース阻集器のパフォーマンス試験成績書は、様式 5-1 から 5-7 による。

(パフォーマンス試験結果の適否の判定)

第12条 試験機関は、パフォーマンス試験の結果が規格に規程する「性能」に適合しているか否かを判定し、工業会に報告する。  
工業会はこれを認定委員会に提出する。

(グリース阻集器審査結果書)

第13条 認定委員会規程第 9 条第 1 項に定めるグリース阻集器審査結果書は、様式 6 または様式 7 による。なお、審査の結果、不合格のものについては、不合格特記事項を付すものとする。

(グリース阻集器認定書等)

第14条 認定委員会規程第 12 条第 1 項に定めるグリース阻集器認定書は、様式 8 による。  
2 認定委員会規程第 12 条第 1 項に定めるグリース阻集器認定証票は、様式 9 による。

(同一機種の認定)

第15条 認定委員会規程第 8 条第 3 項の同一機種と認められるもの  
に関しては、別に定めるグリース阻集器同一機種認定要領に  
よる。

(認定規則の改正)

第16条 この規則の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業  
会がこれを定める。

(施行期日)

- 第17条 この試験規則は、昭和 60 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 この試験規則は、平成 2 年 11 月 7 日に一部改正し、同日か  
ら施行する。ただし、旧規則第 4 条(更新申請図書) の廃止  
については平成 2 年 4 月 1 日から遡及適用するものとする。
  - 3 この試験規則は、平成 3 年 4 月 3 日に一部改正し、同日か  
ら施行する。
  - 4 この規則は、これまでの認定委員会試験規則を、平成 4 年 9  
月 11 日に改正して改称したもので、同日から施行する。
  - 5 この規則は、平成 5 年 12 月 15 日に一部改正し、同日から  
施行する。
  - 6 この規則は、平成 13 年 8 月 29 日に一部改正し、同日から  
施行する。
  - 7 この規則は、平成 15 年 4 月 23 日に一部改正し、同日から  
施行する。
  - 8 この規則は、平成 15 年 12 月 18 日に一部改正し、同日から  
施行する。
  - 9 この規則は、平成 20 年 9 月 10 日に一部改正し、同日か  
ら施行する。
  - 10 この規則は、平成 25 年 5 月 31 日に一部改正し、同日か  
ら施行する。
  - 11 この規則は、平成 26 年 1 月 30 日に一部改正し、同日か

ら施行する。

12 この規則は、平成 26 年 10 月 8 日に一部改正し、同日から施行する。

13 この規則は、平成 27 年 6 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。

14 この規則は、平成 28 年 1 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。

15 この規則は、平成 28 年 4 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。

16 この規則は、平成 28 年 5 月 31 日に一部改正し、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

17 この規則は、2019 年 7 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。

付表－1 申請寸法と実測寸法との許容差

申請寸法 (mm)		許容差 (mm)
0.5 以上	3 以下	—
3 を超え	6 以下	—
6 を超え	10 以下	±1.8
10 を超え	18 以下	±2.2
18 を超え	30 以下	±2.5
30 を超え	50 以下	±3
50 を超え	80 以下	±3.5
80 を超え	120 以下	±4.5
120 を超え	180 以下	±5
180 を超え	250 以下	±5.5
250 を超え	315 以下	±6
315 を超え	400 以下	±7
400 を超え	500 以下	± 8
500 を超え	630 以下	± 9
630 を超え	800 以下	±10
800 を超え	1000 以下	±11
1000 を超え	1250 以下	±12
1250 を超え	1600 以下	±16
1600 を超え	2000 以下	±18
2000 を超え	2500 以下	±22
2500 を超え	3150 以下	±28

(注) 本表は、JISB0404(寸法の普通許容差の通則)[1987年7月1日廃止]の2-19級の数値を適用したものである。

# グリース阻集器同一機種認定要領

制定	昭和	60年	12月	12日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改称	平成	4年	9月	11日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	14年	2月	5日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	9月	25日
改正	平成	16年	8月	4日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	24年	3月	9日
改正	平成	24年	8月	17日
改正	平成	28年	1月	15日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日
改	正	2019年	7月	1日

# グリース阻集器同一機種認定要領

(目的)

第1条 この要領は、グリース阻集器認定委員会(以下、認定委員会という。)が認定委員会認定規則第15条に基づき、同一機種と認めるグリース阻集器(以下、阻集器という。)の認定に関する取扱いに関して定める。

(同一機種の対象)

第2条 認定委員会規程第7条第3項の同一機種として認定する阻集器は、流入口の形態、トラップの形態、流入管流入口の呼び径、トラップの流出口及び流出管流出口の呼び径以外の標準水位面下の構造が認定を取得している機種と同一のものであって、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のイ～ハまでの一つ以上に該当するもの。

イ 流入口の形態を変更するもの。ただし、流入口の形態は、パイプ式・側溝式のいずれかとする。なお、流入口下端の取付け高さの変更許容範囲は、付図-1による。また、バスケットの取付け高さの変更許容範囲は、付図-2による。

ロ トラップの形態を変更するもの。ただし、トラップの形態は、付図-3に示すP形・ワン形・T形、エルボ形及び隔壁形のいずれかとする。なお、トラップ流入口端部の位置に変更がある場合には、認定を受けた位置と変更位置との差の許容範囲は、付図-4に示すように流入側方向に30mm以内とし、流出側方向及び直角方向については、制限しないものとする。

ハ 本体の板厚を変更するもの。

(2) 形式・品番を変更するもの。

(3) 前各号の他、認定委員会が認めるもの。

(申請)

第3条 同一機種の認定申請は、認定委員会規程第7条第3項による。

(検査及び試験)

第4条 認定委員会規程第8条第3項にかかわらず、材質がGFRP製で本体高さが認定を受けた機種を超える場合は、剛性検査を行う。また、トラップの形態がP形以外で認定を取得している機種で、新たにP形を申請するものに限り、必要な試験を行う。

(認定の可否の決定)

第5条 認定委員会は、グリース阻集器検査小委員会から提出される同一機種検査所見書・図面等関連資料を検討して、認定の可否を決定し、その結果を様式10によるグリース阻集器同一機種審査結果書(以下、審査結果書という。)に記載する。

(審査結果書の保管)

第6条 審査結果書は、認定委員会が保管する。

(認定書などの交付)

第7条 認定委員会が、同一機種として認定した製品に対するグリース阻集器認定書(以下、認定書という。)は、既に認定を受けた機種の認定書に同一機種として認定した日付・形式・品番等を追記して再交付する。

2 同一機種として認定した製品の構造等を認定書の裏面に表-1に示す表示記号によって記載する。

表-1 構造等表示記号

材質	ステンレス鋼		GFRP		鋳鉄
	SU		FR		CI
流入口の形態	パイプ式		側溝式		
	I		U		
トラップの形態	P形	ワン形	T形	エルボ形	隔壁形
	P	W	T	E	B

(注) 材質について、上記以外のものは、その都度、記号を定める

(認定要領の改正)

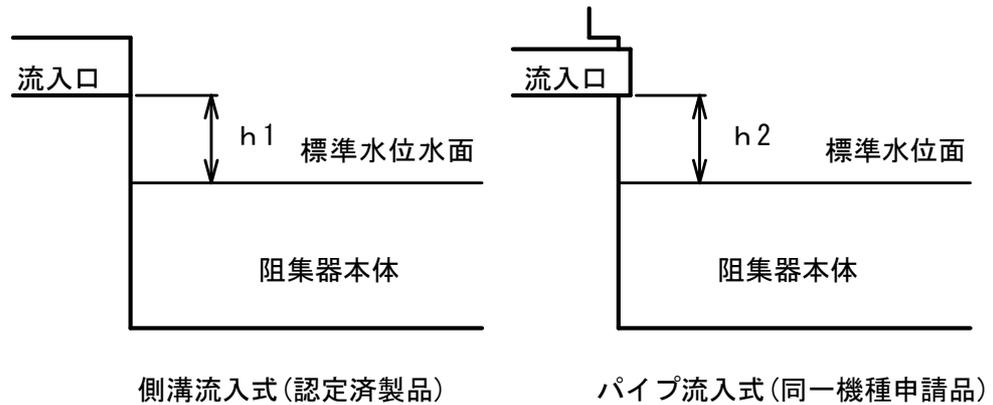
第8条 この認定要領の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業会がこれを定める。

(施行期日)

- 第9条 この同一機種認定要領は、昭和 60 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この同一機種認定要領は、平成 2 年 11 月 7 日に改正し、同日から施行する。
  - 3 この要領は、これまでのグリース阻集器性能同一機種認定要領を平成 4 年 9 月 11 日に改正して改称したもので、同日から施行する。
  - 4 この要領は、平成 13 年 8 月 29 日に改正し、同日から施行する。
  - 5 この要領は、平成 14 年 2 月 5 日に改正し、同日から施行する。
  - 6 この要領は、平成 15 年 9 月 25 日に改正し、同日から施行する。
  - 7 この要領は、平成 16 年 8 月 4 日に改正し、同日から施行する。
  - 8 この要領は、平成 20 年 9 月 10 日に改正し、同日から施行する。
  - 9 この要領は、平成 24 年 3 月 9 日に改正し、同日から施行する。
  - 10 この要領は、平成 24 年 8 月 17 日に改正し、同日から施行する。
  - 11 この要領は、平成 28 年 1 月 15 日に改正し、同日から施行する。
  - 12 この要領は、平成 28 年 4 月 12 日に改正し、同日から施行する。
  - 13 この要領は、平成 28 年 5 月 31 日に改正し、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
  - 14 この要領は、2019 年 7 月 1 日に改正し、同日から施行する。

## 付図－1 流入口下端の取付高さの変更許容範囲

1. 側溝流入式(認定済製品)からパイプ流入式(同一機種申請品)の場合

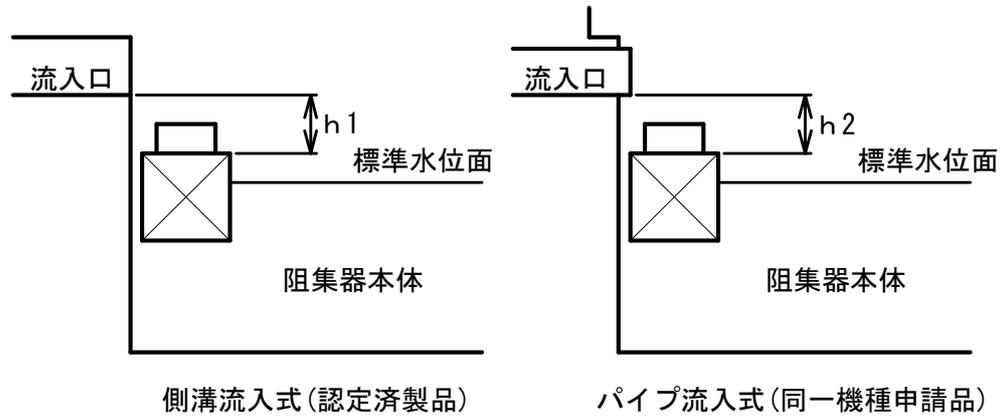


許容範囲  $| h_1 - h_2 | \leq 500 \text{ mm}$

2. パイプ流入式(認定済製品)から側溝流入式(同一機種申請品)の場合も同様

## 付図-2 バスケットの取付高さの変更許容範囲

### 1. 側溝流入式(認定済製品)からパイプ流入式(同一機種申請品)の場合

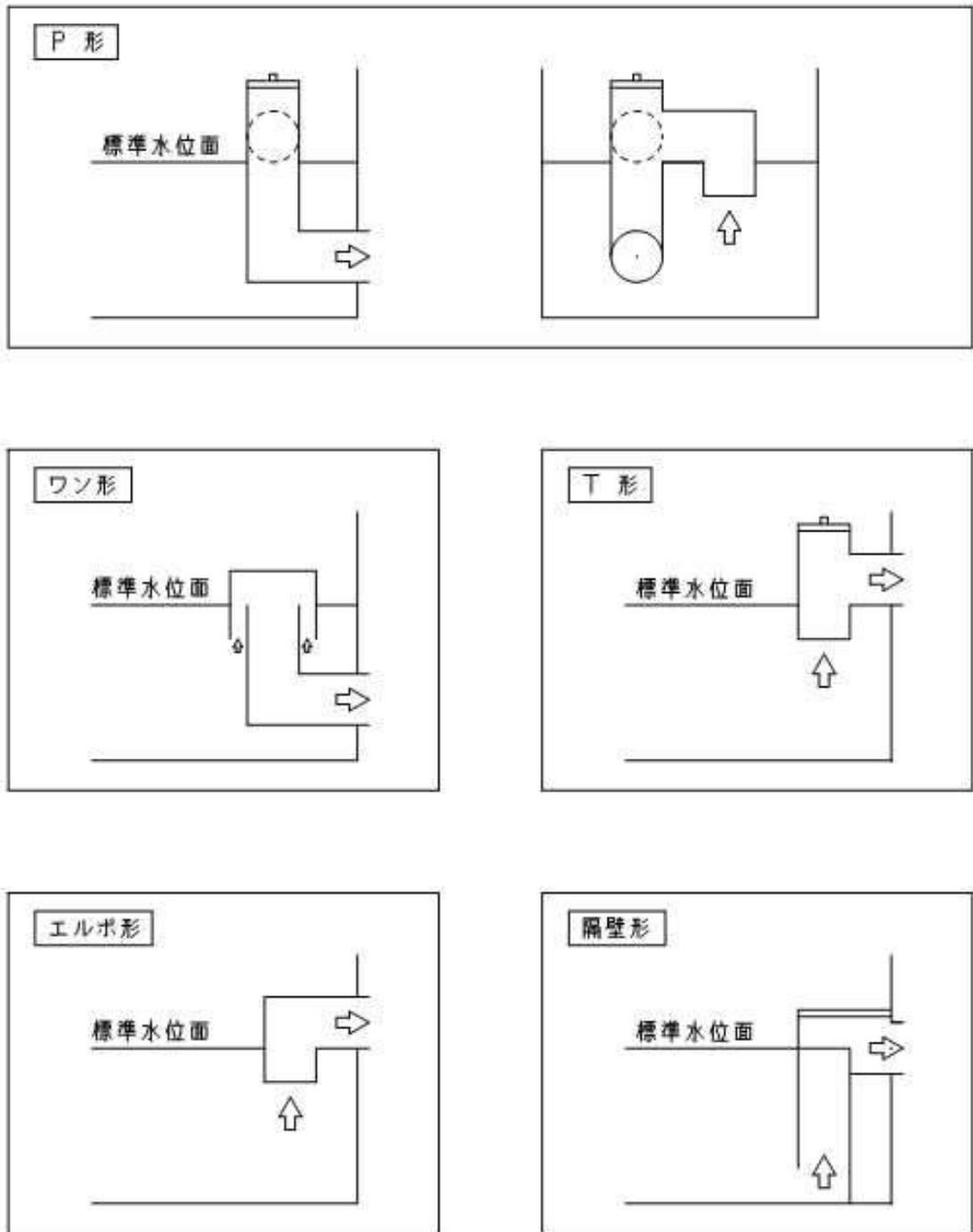


$$\text{許容範囲} \quad | h_1 - h_2 | \leq 100 \text{ mm}$$

### 2. パイプ流入式(認定済製品)から側溝流入式(同一機種申請品)の場合も同様

(注)バスケットのサイズは双方同一とする。

付図-3 トラップの形態



付図-4 トラップ流入口端部位置変更の許容範囲

